

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
5月4日（火）	危機管理政策課	088-621-2713	永戸・土井

第51回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第51回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和3年5月4日（火）16:15～16:30
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事，副知事，政策監，警察本部長，各部局長など計19名
- 4 協議概要：感染状況を踏まえた対応について

■保健福祉部からの報告

- 現在の感染者の状況等について
 - ・資料により本県の感染者の状況等について説明。

■危機管理環境部からの報告

- 感染状況の分析について
 - ・本県をはじめとする近隣県では、関西圏からのにじみ出しの影響もあり、時間差で感染拡大が進行している。
- 本県の対応について
 - ・県専門家会議の委員から、強い対策を講じるべきで、「まん延防止等重点措置」の要請を急ぐべきだとの意見をいただいた。
 - ・県が「まん延防止等重点措置」適用区域に指定された場合の対策案について説明。

■教育委員会からの報告

- 学校における部活動について
 - ・4月27日（火）から全面休止していた学校の部活動を、5月6日（木）からは、短時間での活動より段階的に再開する。
 - ・本県に「まん延防止等重点措置」が適用された場合においても、同様の対応を取っていく。

■知事から次のとおり指示

- ・5月3日（月・祝）、1日で過去最高となる60名の感染者が確認され、さらに、本県で初めて1日に2件のクラスターが発生した。
- ・京阪神を初め、全国的な変異株による感染拡大が深刻度を増している中、県内主要観光地への県外からの来客の約4割が京阪神の方であることや、「医療提供体制」が依然深刻な状況であり、負荷の軽減を図る必要があることを踏まえると、本日の時点ですっかりと決断をしていく必要がある。
- 「まん延防止等重点措置」の要請について
 - ・本日、国に対し、「まん延防止等重点措置」の適用を正式に要請する。
 - ・対象市町村は、圧倒的に感染者数が多く、クラスターも多発している「徳島市」とする。
 - ・今後、本県が「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域に指定された際には、
 - ・適用区域内の飲食店に対して、「20時までの時短営業（酒は19時まで）」や、「入場者の整理、感染防止措置を実施しない者の入場禁止等の措置」の要請
 - ・県民の皆様に対して、「不要不急の外出や、県をまたぐ移動の自粛」の要請
 - ・適用区域内の飲食店以外の大規模集客施設に対して、時短営業等について働きかけを実施
 - ・高齢者施設等を対象として重点的な検査を行っているところであるが、適用区域内の未実施地域においても検査を順次実施等の措置を実施していくこと。